

自転車指導啓発重点地区（早良警察署）

令和6年4月



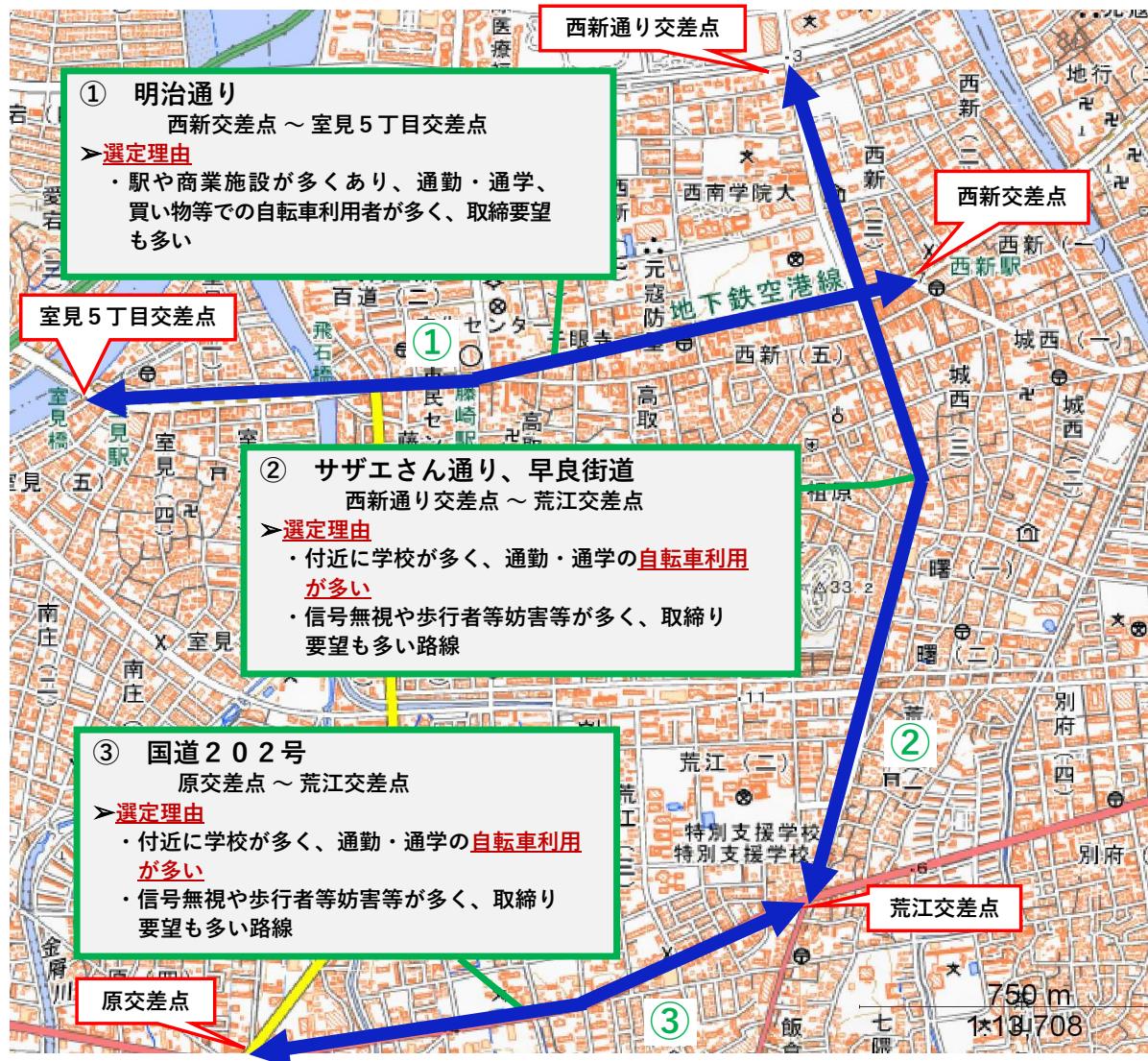
自転車指導啓発重点地区（早良警察署）

令和6年4月



自転車指導啓発重点路線(早良警察署)

令和6年4月



①②③の路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 歩行者等妨害等
- 信号無視



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

3 信号を守る！